(第65号議案)

中野区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1条~第2条 (略) | 第1条~第2条 (略) |
| (職員の定数) | (職員の定数) |
| 第3条 職員の定数は、 <u>2,100人</u> とし、そ | 第3条 職員の定数は、 <u>2,000人</u> とし、そ |
| の内訳は、次に掲げるとおりとする。 | の内訳は、次に掲げるとおりとする。 |
| (1) 区長の事務部局の職員 1,932 | (1) 区長の事務部局の職員 <u>1,832</u> |
| 丛 | 人 |
| (2) 議会の事務部局の職員 18人 | (2) 議会の事務部局の職員 18人 |
| (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関 | (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関 |
| の職員 136人 | の職員 136人 |
| (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 |
| 8人 | 8人 |
| (5) 監査委員の事務部局の職員 6人 | (5) 監査委員の事務部局の職員 6人 |
| 2~3 (略) | 2~3 (略) |
| 第4条 (略) | 第4条 (略) |
| | |
| 付 則 | |
| この条例は、令和5年4月1日から施行す | |
| <u> </u> | |
| | |
| | |